

# いじめ防止等のための基本的な方針

行田市立長野中学校  
平成 26 年 3 月 28 日

長野中学校では、生徒が安心して明るく楽しい学校生活を送れるように、「いじめは絶対に許さない」「生徒一人一人を全力で守る」という強い決意のもと、いじめの撲滅に徹底して取り組みます。

## 1 いじめ防止等のための基本的な方針

### (1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。すべての児童生徒がいじめを行わず、いじめを許さない世論をつくり上げるとともに、学校・家庭・地域のすべてから豊かな情操と道徳心を培い、人間関係を築く能力を養うことが必要である。

### (2) 学校及び教職員の責務

いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるとの認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組む姿勢を全教職員で示す。また、保護者や関係機関との連携を図りながら学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組む。いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速に対処し、その解消と再発防止に努める。

また、学級担任をはじめ、教職員一人一人がいじめ防止等のための基本的な方針を熟知するとともに、校内研修を通して、指導力の向上と方策の評価・見直しを定期的に行い、生徒が明るく健やかに生活できる環境づくりを推進する。

### (3) いじめ防止のための校内組織【別紙 1】

## 2 いじめ防止対策のための基本的事項

### (1) いじめの未然防止

すべての生徒が、安心・安全に学校生活を送れることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学校づくりに取り組む。

#### ① 教師の言動・姿勢

ア 生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識を持って当たる。

ウ いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導支援する。

## ② 学級づくり

- ア 生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する。(居場所づくり)
- イ すべての生徒が活躍できる場を設け、生徒自らが主体的に活動する中で、互いを認め合い、心のつながりを感じることができるよう配慮する。(絆づくり)
- ウ 他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められている自己有用感を獲得できるようにする。(自己有用感)
- エ 生徒会活動など生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

## ③ 学習指導

- ア 「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを全教職員が認識し、授業改善に当たる。
- イ すべての生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業改善に取り組む。
- ウ 授業中の正しい姿勢や発表の仕方や聞き方など学校の授業規律を確立する。
- エ 授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

## ④ 保護者同士のネットワークづくり

- いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。
- ア 学級担任がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合う。
  - イ P T A活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

## ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの防止

- 本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラル教育を推進する。
- ア ネットアドバイザーによる講演会等を実施し、生徒の情報モラルを向上させるとともに、ネットいじめ防止に努める。(非行防止教室等)
  - イ 携帯電話やスマートホンの利用によるネットトラブルやネットいじめの現状とその防止について、P T A便りやP T A懇談会において具体的に保護者に啓発する。

## (2) いじめの早期発見【別紙2】

## (3) いじめへの対処 【別紙2】

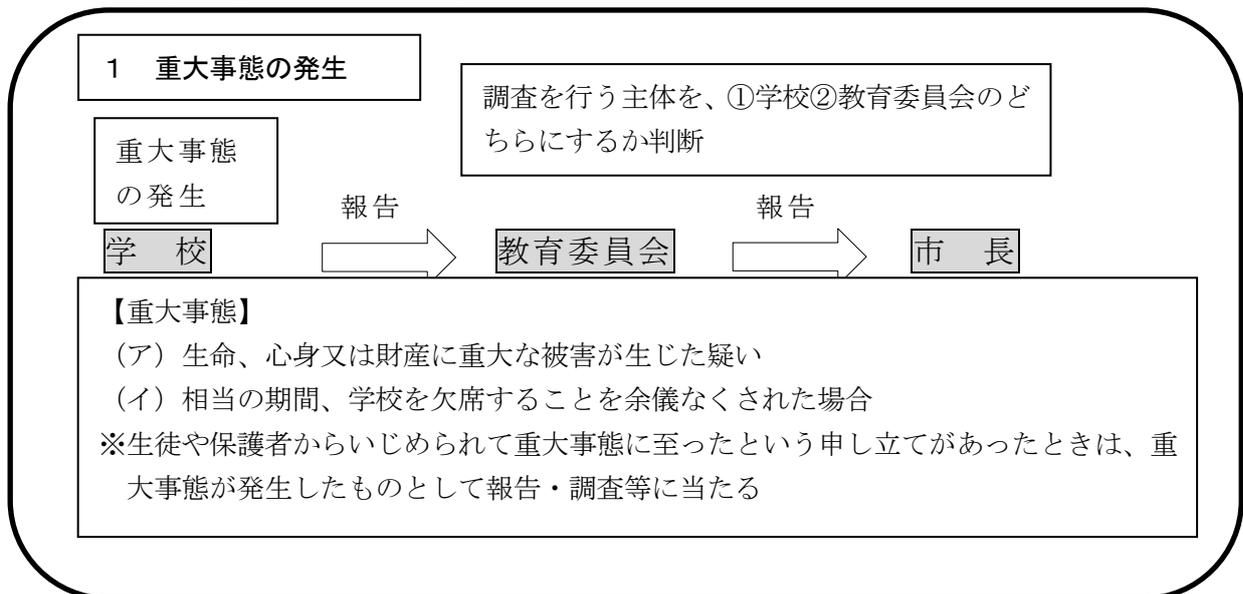
## (4) 重大な事案に関する対応

- ① いじめにより、生徒の生命、心身または、財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのあるなどの重大な事

態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。また、いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。さらに、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがあるときには直ちに所轄警察署に連絡し、適切に援助を求める。

- ② 教育上、必要があるときには学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一に考え、いじめを行った生徒に対して、適切な懲戒を加えることがある。その際は、教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係をはぐくむことができるように促し、支援していく。

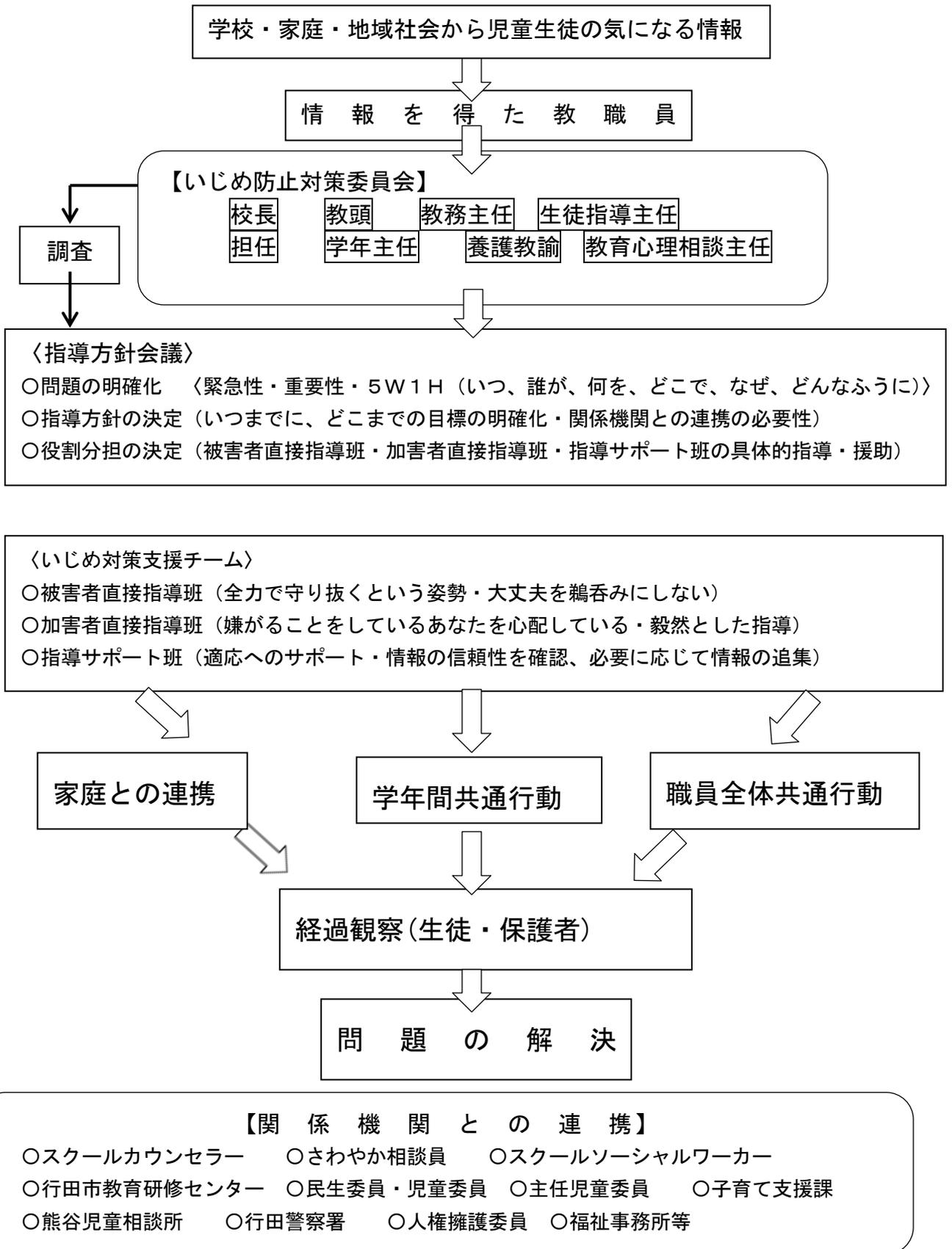
### <重大事態が起きた場合の対応>



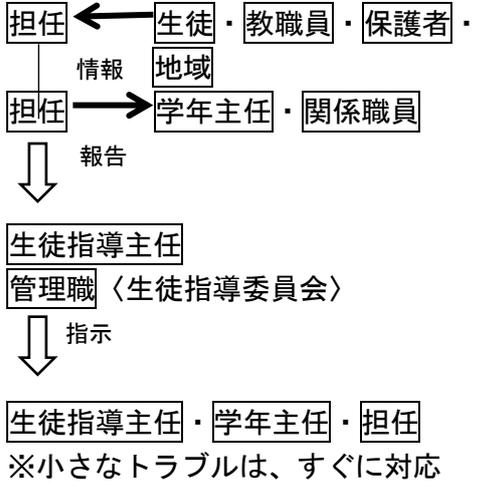
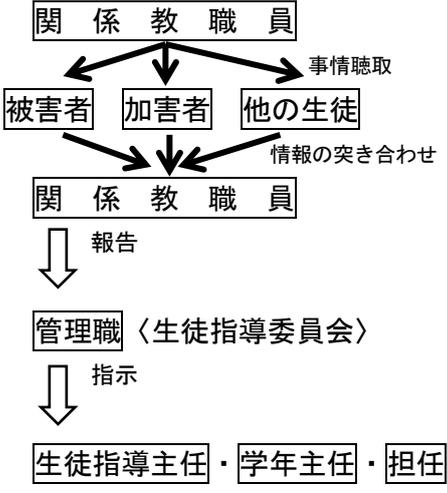
### 3 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、事実確認より判明したいじめ事案に関する情報を適切に提供する。さらに、いじめを受けた生徒の保護者・いじめを行った生徒の保護者に対する支援や助言を行う。

## いじめ 防止対策のための校内組織とその対応



2 (2) いじめの早期発見、(3) いじめの対処

対応の流れ	教職員の動き等	留意点
<p>1 <u>いじめ情報のキャッチ</u></p> <p>(1) 朝の出席確認、健康観察                  (2) 学校生活アンケートの実施                  (3) 日記の活用、連絡帳の確認                  (4) 日常のコミュニケーション                  (5) 保護者との協力・連携                  (6) 関係機関との情報交換と連携                  (7) 家庭地域との連携</p> <p>2 <u>報告</u></p> <p>(1) 憶測を入れず、事実のみを報告                  1日目に対応（その日に）</p>		<p>○小さなトラブルを見逃さないようにする。                  ○全教職員ですべての児童を見守る。                  ○報告は早く、正確にする。(5W1H)</p>
<p>3 <u>事実の正確な把握・情報収集</u></p> <p>(1) いじめられた生徒・いじめた生徒から事実確認・情報収集                  (2) 他の生徒、教職員から事実確認・情報収集</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>「いじめ対策支援チーム会議」</p> <p>①被害者直接指導班                      ②加害者直接指導班                      ③指導サポート班</p> </div> <p>迅速な対応（その日に）</p>	<p>【いじめと認知、判断した場合】</p> 	<p>○訴えに対しては、その日のうちに行動する。                  ○被害者の「大丈夫」は鵜呑みにしない。                  ○傾聴、共感的理解、適応へのサポートをしっかりと行う。                  ○恐喝、暴力行為等は警察等と連携する。                  ○見通し（生徒への指導・保護者への対応をいつまでに・誰が・どこまでやる）を確認・共有する。</p>
<p>4 <u>いじめへの対応</u></p> <p>(1) いじめられている生徒への支援                  (2) いじめている生徒への指導                  (3) はやし立てる、見て見ぬふりをする生徒への指導                  (4) 担任から保護者へ連絡</p> <p>迅速な対応</p>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>全教職員</p> <p>管理職 担任 学年教職員                      生徒指導主任 他学年の教職員                      養護教諭</p> <p>(1) いじめられている生徒の支援                      (2) いじめている生徒への指導                      (3) はやし立てる生徒、見て見ぬふりをするする生徒への指導</p> </div>	<p>○個人で対応することなく、学校全体の問題としてすべての教職員が関わる。                  ○毅然とした態度で対応する。                  ○指導のポイントを明確にする。                  ○「あなたのことが心配」というスタンスを忘れない。</p>

5 <u>いじめの経過観察</u> (1)変化を見守る	被害者、加害者、周囲の生徒を見守り、問題を繰り返さないよう心の成長をうながし、行動の変容を観察する。	○いじめの完全な解消と望ましい人間関係の構築を目指す。
--------------------------------	--	-----------------------------